

① 件名
石巻市企業立地等促進条例の助成対象企業者の指定要件及び上水道料金助成金等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>石巻市震災復興基本計画の発展期における企業誘致を積極的に進めるため、平成30年11月に「石巻市企業誘致推進計画」を策定した。</p> <p>本計画において、企業誘致の推進施策として「インセンティブ強化」を掲げており、企業が進出しやすい環境を整えるため、優遇制度の見直しが必要となっている。</p> <p>併せて、環境対策設備助成金について、これまでの交付実績等を踏まえ交付限度額等の見直しを図る必要がある。</p> <p>【目的】</p> <p>優遇制度を拡充することで、本市へ立地することの優位性を打ち出し、企業誘致による産業の振興と雇用の拡大を図るとともに助成金の適性化を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 第2節 企業誘致と新産業の創出 (1)産業の活性化と新産業の育成 石巻市企業誘致推進計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成24年 4月 雇用奨励助成金の交付対象の拡充、新産業等創出促進助成金の創設</p> <p>平成28年 4月 雇用奨励助成金の拡充、新産業等創出促進助成金の対象事業の見直し及び「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の施行に伴う助成対象企業者の指定要件の改正</p> <p>平成30年11月 平成30年度第15回庁議にて石巻市企業誘致推進計画の策定について審議・了承 石巻市企業誘致推進計画の策定</p>
⑤ 主な内容
<p>1 土地賃貸の場合の投下固定資産要件の緩和</p> <p>立地に係る初期の設備投資を抑える意味で土地の賃貸を選択するケースに対応するため、石巻市企業誘致推進計画に定める重点誘致業種（以下「重点誘致業種」という。）に限り、土地賃借料の5年分相当額を投下固定資産額に含める。</p> <p>2 複数の企業が共同で事業所を整備・操業する場合の要件緩和及び助成</p> <p>多様化する進出形態に柔軟に対応するため、重点誘致業種に限り、設備投資を行う企業と操業する企業が異なるなど、複数の企業で立地した場合であっても、複数の企業で投下した固定資産額を合算した上で、指定要件を判断し、要件を満たす場合は、共同で事業所を整備・操業する企業に助成金を交付する。</p> <p>なお、常用従業員数に係る要件については、操業する事業所に配置される常用従業員数で判断する。</p> <p>3 事業継続対策助成制度の創設</p> <p>二線堤の海側及び半島沿岸部の低平地（災害危険区域に限る。）に立地する場合、津波災害時等でも事業が継続できるような設備投資及び備蓄品購入等に要した費用を助成する制度を創設する。</p> <p>助成率：当該設備投資等に要した事業費の50%</p> <p>限度額：15,000千円（1回限り）</p>

4 上水道料金助成金の見直し

(1) 対象区域の拡充

現行では、戦略分野業種を除き、工業専用地域に立地した場合に限って交付対象としていたが、「石巻市企業誘致推進計画」に掲げる産業用地（石巻トゥモロービジネスタウン、上釜・下釜地区産業ゾーン、湊西地区産業ゾーン）、半島沿岸部の低平地（災害危険区域に限る。）及び仙台塩釜港石巻港区に立地する場合についても対象とする。

(2) 助成率及び助成限度額の拡充

現行では、支払った上水道料金の30%相当額、年間5,000千円を限度として操業開始の月から起算して5年間にわたり上水道料金助成金を交付しているが、重点誘致業種に限り、支払った上水道料金の50%相当額、年間10,000千円を限度とする。

5 環境対策設備助成金の見直し

現行では、新設等を行った事業所に太陽光発電等の新エネルギー設備、公害防止及びそれに付属する設備並びに空気調和設備を設置した場合、当該設置に要した費用について30,000千円を限度として環境対策設備助成金を交付しているが、「補助金の見直し指針」に準じて、助成率は対象経費の50%とし、交付限度額を15,000千円に改める。

6 指定企業者の対象業種の拡充

石巻市企業誘致推進計画に定める重点誘致業種を踏まえ、指定企業者に新たに施設園芸、運輸に付帯するサービス業、卸売業等の業種を追加する。

※重点誘致業種：製紙・木材・CNF^注関連産業、部品製造関連産業、食品関連産業、産業サービス関連産業

注）CNF（セルロースナノファイバー）：パルプなどの加工処理に用いられるセルロース繊維をナノメートルサイズまで微細化して再生成したもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

企業誘致及び新規立地を促進することによる安定的な雇用の場が確保されるとともに、産業の活性化が見込まれる。

【財源措置】

一般財源からの支出となるが、将来的には立地企業からの税収の増が見込まれる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

1 土地賃貸の場合の投下固定資産要件の緩和

宮城県のほか、県内11市町で同様の要件緩和制度（うち3市は補助・助成金の算出根拠にも含めている。）を設けているが、緩和の範囲は本市より小さい。

2 複数の企業が共同で事業所を整備・操業する場合の要件緩和及び助成

県内に同様の要件緩和制度を設けている自治体はない。

3 事業継続対策助成制度の創設

県内に企業誘致の優遇制度として事業継続対策助成金制度を設けている自治体はない。

4 上水道料金助成金

県内では3市町で同様の助成制度を設けているが、本市と比べて助成率や上限額は低い。

5 環境対策設備助成金

県内では2市で類似の制度を設けているが、本市の環境対策設備助成金と同様の制度を設けている自治体はない。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年2月 市議会第1回定例会へ企業立地等促進条例の一部改正について提案
（平成31年4月1日施行）

※環境対策設備助成金の見直しに限り平成31年10月1日施行
企業立地等促進条例施行規則改正（平成31年4月1日施行）

⑨ その他